

西村山広域観光戦略推進事業（西川町における冬季誘客の為のマーケティング調査業務）

調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

西村山広域観光戦略推進事業（西川町における冬季誘客の為のマーケティング調査業務）

2 目的

西川町の交流人口の更なる拡大策として、冬季イベントである「月山志津温泉雪旅籠の灯り」を活用した冬季の誘客のためのマーケティング調査を行う。

3 委託期間

契約締結の日から平成29年3月17日まで。

4 委託内容

- (1) 西川町への町外、特に寒河江圏域・山形圏域からの誘客のためのマーケティング調査分析。
- (2) 西川町の冬季観光誘客に向けた寒河江・山形圏域からの試験輸送（複数回）の実施。寒河江圏域はJR寒河江駅からチェリーランドを経由して月山志津温泉に至るルート（往復）、山形圏域はJR山形駅から月山志津温泉に至るルート（往復）の試験輸送（複数回）を組み入れること。
- (3) マーケティングに関する調査分析報告書の作成

5 応募資格

- (1) 西村山地域に事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること。

6 委託料

- (1) 本業務に係る委託料の見積限度額は、1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (2) 受託者が本業務の実施に当たり、この要領に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

7 スケジュール

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書等の配付  
「公募型プロポーザル参加申請書」及び「調査内容提案書」は、山形どまんなか探訪プロジェクト会議ホームページに掲載する。
- (2) 参加申請書及び調査内容提案書の受付  
平成29年1月13日（金）午後5時までに、持参又は郵送により10部提出するものとする。  
提出先：〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9-45  
山形どまんなか探訪プロジェクト会議（寒河江市 さがえ未来創成課内）宛
- (3) 質問及び回答  
質問は、平成29年1月6日（金）午後5時までメールにより受け付け、電話による質問は受け付けないこととする  
メールアドレス：s-mirai@city.sagae.yamagata.jp

## 8 調査内容提案書の記載事項

(1) 調査内容提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 申請者の内容（会社概要などの添付可）
- イ 見積書
- ウ 業務体制（本業務を実施するための業務体制を記載すること。）
- エ スケジュール
- オ 実施するための手法に関する企画提案

(2) A 4 用紙に印刷できる形式とし、参加申請書を除き 10 ページ以内とし、提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

## 9 審査

審査は、見積金額が限度額の範囲内のものについて、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設置する審査委員会において、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設定した評価基準に基づいて行い、業務受託予定者を選定する。業務受託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を業務受託予定者とする。

主な評価基準は次のとおりとする。

評価基準	重要度
提案コンセプト	× 1
調査企画に関する提案	× 2
見積経費	× 2

選定結果は、参加者すべてに文書で通知する。

## 10 契約の方法

業務受託予定者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

## 11 失格事項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 異なる申請書を複数提出したとき。
- (2) 様式又は記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

## 12 個人情報の保護

委託業務の遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。